

北九州市物品調達等業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、契約室において執行する物品調達等に係る契約に関し、適正かつ公平に入札参加者等を選定するため、北九州市物品調達等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「物品調達等」とは、物品の売買、物品の修繕及び製造の請負をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、予定価格が500万円を超える契約（500万円以下で委員長が特に必要と認めるものを含む。）案件について、次の事項を審議する。

- (1) 物品調達等を指名競争入札（見積競争会を含む。）の方法により契約を締結しようとする場合の指名業者の選定に関する事。
- (2) 物品調達等を随意契約の方法により契約を締結しようとする場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、第6号又は第7号に該当する場合を除く。）の見積業者の選定に関する事。
- (3) 前各号のほか、委員長が重要又は必要と認める事項に関する事。

(構成等)

第4条 委員長は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に定める職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、技術監理局契約課長の職にある者が委員長の職務を代行する。

(委員会の会議)

第6条 委員長は、必要の都度、委員長が招集する。ただし、次に掲げる事由に該当するときは、持ち回りにより審議することができる。

- (1) 委員長が急施を要すると認めるとき。
- (2) 委員長が会議を開く暇がないと認めるとき。
- (3) 同一局等が最長5年以内に反復して購入する物品調達等(以下「定期調達等」という。)で、前回指名業者と同一業者を選定するとき。
- (4) 取扱業者が特定されている特命随意契約を締結するとき。
- (5) 定期調達等に類似する物品調達等で、定期調達等の指名業者と同一業者を選定するとき。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員全員の同意により決する。ただし、これによりできないときは、出席委員の多数決により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、技術監理局契約課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

委員長	技術監理局契約部長
委員	契約請求課長
〃	技術監理局契約制度課長
〃	技術監理局契約課長